

公共主義社会の構成

(理念編)

Concept of publicism Society

Sadao UEGUSA
Institute of Environment by technology
E-mail: uegusasd@ybb.ne.jp

上草 貞雄
技術環境研究所
TEL:0463/58/3651

Abstract

In animal species, human beings are unique kinds mutually killed by of the same kind. Zoology is teaching so. On the other hand, that is also only human beings collaborate each other positively.

Now, representative system democracy adoption is carried out in countries. However, it is in the situation of being hard to reflect public opinion. Therefore, we have to depend on making more democratic society at the latter.

In this paper, it was proposed as the "publicism society" which uses self-reference and mutual action as an systems element.

要旨

動物学では、動物種の中で唯一人類は、同種どうして殺戮し合う種であると言う。その一方で、ポジティブな意味で協働し合えるのも人類のみであると、比較行動学は言っている。

現在、各国で採用している代議員制民主主義は、民意を反映し難い状況にある。したがって、より民主的な社会を創るには、後者に依らなければならない。

本稿では、それを自己言及と対他協働をシステム要素とする「公共主義社会」として提唱した。

目次

- 1, はじめに
- 2, 公共哲学と共同体主義
- 3, 公共主義の全体概念
- 4, 公共主義社会の自己組織化
- 5, まとめ

<参考文献>

1、はじめに

17世紀のイギリスに生まれ、18世紀のフランス革命で現出した民主主義は、それ以降の人類社会が進むべき大きな指針であったに違いない。

考えれば、野生動物社会に似た民主主義システム社会であるはずの人類社会における実践が、グローバルで巨大な社会的リスクを生じていることは奇妙なことである。

とすれば、現代民主主義社会の何が問題であるのか。いかにすれば、野生動物並みの民主的社会を創ることが可能か。そのような素朴な疑問から、本稿は出発している。

その一つの解として、実践的な思想として、現代のネオ・リアリズム思想としての公共哲学と共同体主義思潮をベースとした「公共主義社会」なる概念的構築を試みた。本稿はその理念編である。

本稿2章では、その公共哲学と共同体主義(コミユタリアニズム)の最近の傾向を紹介すると共に、筆者の見解を示している。

両者を本「公共主義社会」のベース思考にした理由は、両者がアリストテレスの公共善(利益)から思考を紡いでいるからである。ただし、公共主義哲学はその名が示すように哲学の領域から述べられているのに対し、共同体主義は政治学の立場からの思考であり、現時点で両者が各領域を越え、学問として同調する動きは見られない。

しかし、同章で述べているように、両者が公共善を共有思想としている限り、その内容は相互に越境しうる意味内容を有しているのであり、「総合知」の立場からは、それらの融合、統合は容易に思えるし、知の総合がなされるべきであると考え。

第3章では、それを「公共主義社会」としてのソーシャル・デザインのアウトラインを描き、かつ、社会システム化を試みた。従来の社会システム概念には、明快なヒールキー構造として、上位構造が下位構造を誘導する構図を描くが、本「公共主義社会」はそのような構図を採用しないだけでなく、むしろ、従来のヒールキーと逆転した構造を採用することを提案した。

それは、あくまでも社会を構成する個々人が社会の主体であり、主権を有しているとの立場にある。そして、社会の重要決定事項は直接民主主義的にコミュニティー全員の意志を尊重して決定することが骨子になる。これはDP世論調査を重ねて実行することにより、合理的に民意を統合することが出来る。

公共哲学と共同体主義を公共善で結び、公共主義社会のベースとし、それに6-7部門のブランチ構造を有するが、それぞれの概念を現実世界の例を採って解説をした。

第4章では、公共主義社会を野生動物のそれのように、環境との差異を認識し、システム要素が自律的に上位システム構造をも改変するところの、自己組織システム化を検討した。

その理由は、人類は生物であり、生物的な特徴を社会構造に採用することが最も整合性が良いはずであるからです。

そのような考察を、他律的システムと自律的システムのシステム概念から分析した。

最後のまとめでは、本稿で明らかになった、新たな見解を述べた。

2. 公共哲学と共同体主義

2-1, 公共哲学

公共哲学とは何かを、主に山脇氏の意見を参考に検討する。

公共哲学はなにをめざすのか： それは、代議員制民主主義を信奉する多くの現代社会において、人々（私）の意志が国（公）の政策に反映されるべきであるが、必ずしも正当に反映されていない現実がある。その理由は、①社会が複雑・拡大するほど、選挙の際を除いて、私と公を有機的に結ぶ「共同あるいは公共」なる存在が薄弱になりがちだからです。このため、観念的だけでなく、現実的な問題解決に迫る公共哲学が必要であり、かつ、それ自体が現実的な変化に追隨して変化しなければならない。

公共哲学で思考する分野に最も近い学問は社会学あるいは社会科学です。社会科学を哲学的に観たのが公共哲学であると言えますが、そのみならず、その社会科学が「生活世界」を対象とする限り、そして人間社会が他者との関わりとして成立する限り、その生活の中心に「公共」的概念と機能が必要であるというのが「公共哲学」の重要なスタンスになります。

そうであれば、公共哲学は社会科学のみでなく、社会に関わる全ての事象を扱うことになり、それはまた、人類が思考してきた全ての学問との関係性を有しており、言わば、総合の知であることを意味します。

社会理論のフレームワークと公共世界： 公共性や公共世界概念は、分析や記述の対象であるばかりでなく、高度に規範性を帯びた価値概念です。そして、それはアリストテレスからヘーゲルまでの公共哲学で見られたように、「人々の価値理念によって承認され構築」されるべき制度を基底とした「公共世界」に、政治、経済、科学技術、教育などの社会制度として導入され、人々が生きるうえで現実社会に血の通った内実を与える契機を与えるのです。

コミュニケーション： 公共世界を構成する最大要因は「人々のコミュニケーション」にある。J・ハーバーマスは、人間の言語行為のありかたに着目し、コミュニケーションする人々の言明が「客観的真理」「規範的正しさ」「主観的誠実さ」の次元で裏打ちされたとき、討議・熟議による合意が形成される、と言う。

正義： アリストテレスがポリス（的公共）において、ポリス的政治が目指すものは（ポリスの）構成員が有すべき同一志向性としての公共善であり、ポリスへの貢献度に応じた名誉や財貨が分配されるべきと言う。ただし、彼の言う構成員には奴隷や女・子供は入っていませんでした。

しかし、西洋近代のフランス革命による民主主義が現前したにも関わらず、その後公共世界を的確に論じた論者がいたとは言えなかった。1971年に著されたJ・ロールズの「正義論」は次の様に言います。第一に「各人が最大限に平等な（政治的、言論的、良心と思想的、心理的・肉体的圧迫と暴行、恣意的逮捕や押収）からの自由を有する保証」、第二に「社会的、経済的不平等は、それが認められるにせよ、最も不遇な人々の利益を最大限にすることと、全ての人々にあらゆる機会が均等に与えられること」と述べられ、第一原理が第二原理に優先され、そして、「機会均等原理」が「格差原理」に優先されることを正義とした。

その後、1980年代には、ロールズの正義論に飽き足らないコミュニタリアニズム（共同体主義）が個人の自由や権利だけでなく、コミュニティーの共通善や徳性、責任など、かつてのアリストテレス

の言説に遡るかのような新たな（M・サンデルや M・ウォルツァーなどに代表される）公共哲学を唱えはじめたのです。

ウォルツァーによる正義では、社会的財（利益）＝善は、誰かに占有され得るものでも、売買できるものでもなく、コミュニティのメンバー共通に価値あるものとされる。

したがって、社会的財は必ずしも何らかの可視的生産財である必要がなく、コミュニティごとに異なる生活習慣や文化であったり、その他、社会の構成員にとり共通して有益と認められるものすべてである。それはまた現代ではパットナムが言う社会資本（Social capital : R・パットナム「孤独にボーリングする人」2000）に相当するものです。

公共の現れ： 私と公（国、政府）を共同的に結ぶところの目に見える形は、NPO や NGO による（半）ボランティア的組織に表れています。それは、必ずしも営利を目指さない NPO・NGO の政治活動を含む幅広い各種福祉活動が、民間による公共を体現しているし、国際協力事業、国際間の紛争解決その他に現実には貢献しています。

グローバル・パブリック・グッズ（地球的公共善）： 米経済学者 P・サミュエルソン（1915—2009）によるその経済学的意味は「共同で消費でき、しかもその消費により便益を受ける人から対価を徴収することは、技術的あるいは他の理由から不可能（に近い）な財であり、例えば、一般道路、公園や灯台、警察など国防組織まで入る。しかし、「国防がはたして善であるか」の議論は、国境を越えた人々に承認されるべく価値を有するかが問題となり、（自国の）共同体を越えた地球的な公共善の射程に踏み込まねばなくなる。地球的公共善がありうるなら、それが一つ以上の国に受益され、すべての国家、すべての人々、すべての世代に便益を与えることが明らかなもの」と国連開発計画（UNDP）が定義しています。それには、国境を越えた人権や福祉、平和、地球環境などがあります。

公共哲学の学問的射程： その目指すところは、①イデオロギーなき時代の「理念と現実との統合」であり、そのため②「学問の構造を改革」をすることにある。20 世紀以前の政治は、正義、善き生活、徳性、各種基本権などの価値基準と緊密に結ばれ、政治社会は公共世界と一体であるかのように考えられてきた。しかし、20 世紀に入ってから、政治がそのような価値理念から離れ、パワー・ポリテックス観など権力的構図で考えられるようになり、名目上の民主主義思想の普及に反し、公（国）と民（私）がますます分断される傾向が強まった。

その意味で、両者に介在する公共（共同）世界をいかにして現代に創造するかを考える必要がある。そのため、「政治権力の正当性」が民による公共性にもとづき、その権力行使が民により制御されなければならない、という考えのもとで、形が違えども 20 世紀以前あるいは古代ギリシャ時代まで立ち返る必要がある。

すなわち、「民が政府による公共政策の受益者に過ぎない」という立場から「公共政策の正当性が、民による公共意識による働きかけに由来するもの」への変化を要することになる。

経済世界と公共世界： 政治が公のもので、経済は私のものであり、それらは切り離されているとの認識がこれまで一般的でした。新古典派経済学で言う「パレート最適」とは、「他の人の効用（満足度）を低下することなく、だれの効用も高めることも出来ない状態」を言い、新古典派社会学では、できるだけこの状態に近づくように資源配分されることを理想とし、これを市場が実現出来ない場合は、その失敗を政府が補うべきという公共経済学が登場した。

このため、経済活動の公的ルールとして、経済刑法が多種作られるに至ったが、現在でもその網の目をかいくぐるかのような不正行為の後を絶たない状況は、未だ経済活動が公共的活動であるという

認識が充分でない証拠と考えられるでしょう。したがって、政府の公的活動や経済活動が健全であるためには、「民による公共的責任」というレベルで究極的に正当化されると考えられるし、それにより経済活動が信頼され、公共益(public interest)が担保されるのです。

公共利益＝善： 公共利益 (public goods) は善(goods)と同意義であり、それを経済学では消費から「排除性や競合性を持たない」もの、と言う意味で用います。しかしその定義では、道路や公園、教育システムや社会保障なども同義で、「民にとり公共的に善きもの」と考えられます。

その意味では、R・パットナムの social capital (社会資本=すなわち、彼が考える水平な人間関係による信頼のネットワークの形成)は無形の公共財であり、それは各国の周辺文化の色濃い伝統文化として、自律的に醸成されていたことを思い浮かべることができる。その意味では、公共財概念は古典への回帰的概念となります。

公共善に対し公共悪を対置させることが出来る。その際たるものは戦争であろう。絶対君主制など強権力で政治を行う場合の戦争は、公(国)＝権力者が行い、それにより私(民)が一方的な犠牲を強いられる場合、公共性は初めから度外視されている。しかし、少なからず民主主義を唱う国家が生じさせる戦争は、その理由のいかんに関わらず、(私)を形骸化していたにしても、目に見えぬ公共あるいは、公共の不在性にその責任があります。

他方、各種野生生物は、自然へ適応可能な「公共性」を保たねばならない宿命の下にあり、その宿命の枠内で数十億年に渡る生の持続性を維持した生物種もある。それに対し、生物進化説で、最後に生じた人類はいまだ 500 万年程の持続性を確認できるのみで、しかも、民主主義を生んだ近代西洋から今日までの約 400 年間は、高度文明社会として人々の公共性を絶つ方向への営為であったし、それは生の持続性を絶つかのリスクを背負っている。それゆえ、人類社会が他の生物社会に優れていると言うことはできないのです。

社会学理論と公共世界： 学問的に社会をシステムとして観るか、生活世界として観るかの観点に分かれ得る。ドイツの N・ルーマンは社会論を、コミュニケーション・ネットワークをとおして再生産や創出されるシステムとして構築しようとした。しかし、山脇氏はそのコミュニケーションの性質があまりに無規定に用いられているとする理由から、「公共世界を主題化」することが出来ないという。すなわち、システム内の各行為の責任が倫理的に棚上げされ、そして、多様な文化世界も均質化され、また社会政策も機能的に限定した扱いしかできない、と言う。

中間団体による公共世界の創出： デュルケーム (1858-1917) は社会科学を確立したが、それと共に、社会の無規制状態で生じる「アノミー」を打開するためには、アトム化された人々の連帯心やモラルの回復を要し、その回復は国家を媒介にするのではなく、国家と個人間に存在する中間団体を媒介して行われるべきであると言うものでした。この中間団体は、1990 年に世界的レベルで公認された NOP に具現化されています。

そのような NPO、NGO は現在、西洋世界で大きな権限を有するに至り、公共社会の健全化に寄与しているが、日本においては自治体政治・行政の補助手段という自律しにくい状況に甘んじる一般的状況にある。より自律的な活動が出来、民意を基に国政・行政に強い影響を与える活動が求められる。そのような活動状態が実現できてこそ健全な民主主義社会を生じうるのであり、直接民主制が実行可能な小規模公共社会だけでなく、大衆民主主義において特にそう言えるのです。

教育の公共哲学のために： 現代日本における教育基本法改正の骨子として「現在の教育基本法では、個人の尊厳を強調するあまり＜公共性＞がないがしろにされる」と言われる主張は根本的に間違っ

いると言う。

そのように山脇氏が言う主張は正当です。すなわち、いかなる場合も個人が一個の人格として（特に公において）尊厳されるのは当然であり、個人が他律化された教育の場でないがしろにされている現実があります。それに対し、これまでの教育現場の実態は、国家（公）の方針が極度に尊重されたものであったといえよう。また一方で、ないがしろにされたとする「公共」そのものが見あたらないからでもある。

そして、そもそも「個人の尊厳」と「公共性」は対立軸にはなりえず、「公共」を現前させるためには、両者が強い補完性を有しているという理念にもとづく教育が必要なはずで、それに、公共性はそもそも「自分と異なる他者とのコミュニケーション」により成立するのであり、以上の理念を幼児期から、教育の現場（家庭や学校）で学習されなければならないはずで、それは、他者と私を架橋する公共世界を創り出す原則であり、健全な民主主義社会の成立に欠かせない理念になります。

米の教育哲学者 J・デューイの影響を受けた佐藤学氏によれば、学校の目的は、子供一人ひとりの権利を保障し、「協同の学びの質」を可能な限り高めることであり、学びとは（必ずしも大量な知識の正確な獲得でなく）対象世界、他者、自己との対話の実践そのものであると言います。

そこでは、教育を受けたものは、すべからく公共的理念を獲得し、社会における諸々の有機性を司ることが期待されているのであり、このような教育概念こそ、時代の変化に耐えられる概念でしょう。）

応答的で多次元な「自己—他者—公共世界」論： 人間は（人間に限らず）それぞれ、自らの自然性、文化性、歴史性の次元で、他者と置き換えることが出来ない「偶然性」の重みで（個性的に）規定されています。その意味で、人間は生まれながらにして自由な存在ではなく、偶然によって支配されている宿命的存在であるとも考えられる。しかし、一方で人間は、異なる文化・環境で生を受けた他者とのコミュニケーションにより、それまで自己の中で気づかなかった変革の生じることに気づくことが出来る。それを応答的「自己—他者」論とすると、それを通して公共世界が開かれるし、公共の豊かさを増すことが出来る。そこに民（私）による自発的な公共が生じ、その典型例が NPO・NGO 組織であると考えられる。そして、それを支える理念は、「現実的理想主義」でありながら、「理想的な現実主義」であることです。

その根底にはロールズの「正義」論が通底しているが、「民主主義」一般論として通訳的と言いうる発言であろう。

2-2, 共同体主義（コミュニタリアニズム）

先の公共主義哲学が哲学の立場からの論述であり、やや理念的であったのに対し、共同体主義はやや実践的な面を述べている。立場は異なるが、共通点は、共にアリストテレスの公共善（利益）としての倫理観に立脚していることである。これに関しては、菊池氏の意見を参考に検討する。

現代の主なるイデオロギー： これには、リベラリズム（自由主義として中道）、コミュニタリアニズム（共同体主義として中道左派）があり、後者は、そもそも基本的に自由な権利を主張する人々により共同体が成立すべきであると言う主張がある。そして、両者を併せ持つリベラル・コミュニタリアニズムがあり、両者共に共通善の観点で親和性があると見られている。

他方に、現代アメリカにおける政治思想とされるネオ・リベラリズム（新保守主義としてのネオコン：Neo-conservatism 新保守主義と結びついて、富者が自己利益やその保護を目指したり、または国益主義として飽くなき文明の進歩のうねで産業の発展（をさせて自己利益）を追及するなど集団のエゴを肯定する思想：N・チョムスキーによると、アメリカ政治は金持ちに生活保護をあたえるようなものと揶揄している）やリバタリアニズム（反権力的で無政府主義的、反戦的で各人のライフスタイ

ルを尊重する、いわゆる先進国に広く普及している思想)、ポピュリズム(元来、民衆の政治参加を促した思想であったが、今日では政治家の大衆迎合など悪い意味で捉えられている)などがあるが、これらは、一様に共通善を否定する右派的立場にあります。

コミュニタリアニズムはそれら思想と混同され誤解される場合があるが、「公共善」を追求する意味で一線を画しています。

コミュニタリアニズム： これは、日本語で言う「共同体」という語彙から来るいわゆる土着的な共同体と異なり、また、(ハリウッドなど)アメリカの富裕層が形成することのあるゲイテッド・コミュニティとも異なることに注意する必要があります。すなわちこれは、いわゆる西洋個人主義的で自律した個人からなる共同体を指し、その意味でカタカナ語表現することが適当です。M・サンデルによると、それは、コミュニティ全体の「共通善」を目的にする政治学であると言います。他の主義者の多くは、それを失念して誤解していることが多いのです。

現代政治におけるコミュニタリアニズムの現れ： 英大統領・T・ブレア(政権期間 1997-2007)の「第三の道」。サッチャー政権の行き過ぎた個人主義、市場主義、にもとづくネオ・リベラリズムで生じた問題解消を意識した結果、かつてのイギリス労働党のブレア政権とブラウン蔵相はコミュニタリアニズムに同調し、「市場の道徳的限界」を指摘し、市場を公共的利益のために活用することを述べている。その政策の要綱は、福祉国家政策(社会民主主義：リベラリズム)と市場主義(ネオ・リベラリズム、リバタリアニズム)の中道左派に行くこと。

- ① 「福祉」から「労働」を重視し、就職の機会を拡大すること。
- ② 「公的でも私的でもない NPO やボランティア組織として第 3 セクター(自発的アソシエーション)」を重視。
- ③ 補完性の原理や権限委譲による地方分権を進め、政治参加を促進する。
- ④ 権利と共に義務や責任の強調。
- ⑤ コミュニティの安全と治安対策の強化。
- ⑥ 家族や教育の重視。
- ⑦ 多様性を認めながら、価値観を共有する社会。

以上の政策の全部でないが、公でも私でもない「公共」の重要性を説いた点で、ブレア政権がコミュニタリアニズムの影響を受けたのは明らかであろう。ブレアは、「政策は(コミュニティ的)価値観から生まれるものであり、現実的には永続的な修正主義となる。価値観が失われれば我々は漂流してしまう」と言う。

ブレア政権は消えたものの、短命に終わったところの社会・共産主義と、賞味期限にきた資本主義に替わる「第三の道」はなお消えていないと考えられるのです。

現代で言うコミュニタリアニズムは、1980 年前半のアメリカにおける支配的思想としての(個人の権利を重視する自由主義)リベラリズムに対する批判的思想として使われたが、旧くは古代ギリシャのポリス思想にその根源がある。それは、特にアリストテレス哲学の「共通善の政治学」にあった。

ただし、リベラリズムとコミュニタリアニズムは互いに対抗する思想でなく、これらを一緒にしたリベラル・コミュニタリアニズムに対抗するのは、(極端な個人主義で、反権力的で無政府主義的な)リバタリアニズムや(自由市場主義の)ネオ・リベラリズムです。

コミュニタリアニズムとは何か

現代コミュニタリアニズムの始まり： アリストテレスの思想に従った哲学・倫理学者の A・マッキンタイア(「美德なき時代」1981)は、人間の本性とは、名誉や快樂、金銭などの「外的な善」でな

く、コミュニティー全体にとっての善となる「内的な善」を追求するところの徳を有することでした。彼が肯定するローカルなコミュニティーは近代以前からあり、現在でも普遍的に存在している、と言う。

その他、C・ティラー（「哲学論文集」1985）があり、M・サンデル（「自由主義と正義の限界」1982年）では、コミュニタリアニズムを、比較的ローカルなコミュニティーへの参加を重視する「共通善の政治学」と呼んでいる。

政治思想家の M・ウォルツァーは（「正義の領分」1983）で、コミュニタリアンによる福祉政策の原理や「分配の正義」を展開している。

「コミュニタリアン綱領」： 以上の哲学的なコミュニタリアニズムは、1990年代に入り政治的・社会的運動へと展開した。それが米 A・エチオーニを中心にした（「応答するコミュニタリアニズム」1991）であり、それは、彼らの同志 58 名が署名した「コミュニタリアン綱領」の中で、現代社会が基本的に「自己利益だけを追求」する傾向があり、それゆえに「民主主義的な自治」が失われようとしている、と言う。

すなわち、コミュニタリアニズムとは、「自由市場主義」という「第一の道」と、「計画経済、社会主義」なる「第二の道」に対し、中道を行く「第三の道」であるという。それは公的な国家でも私的な市場でもない NPO のような「公共」を志向し、そこに出来る限りの権限を委譲し、市民の政治への自律的参加を促進しようとしている。

彼らの考えが、前述の英 T・ブレアが率いた「新しい労働党」の政策路線に大きな影響を与えたのでした。

コミュニティーの危機： 共同体としてのコミュニティーはギリシャ時代のポリスの遙か以前から人間が社会的動物である証として存在していたと考えられる。

現代の経済的グローバル化時代では、「公」としての「国家」に対し、「私」としての「市場」の勝利が唱われている。その過程で、従来の地域社会における、コミュニケーションのネットワークが崩壊し、人々は弧化し、自治体に見る「共」は著しく衰退した。それにより顕わになったのは、代議制議会民主制におけるエリート主導とその権力による、利益の自己誘導的横暴であった。

コミュニタリアニズムの覚醒： 共同体社会の崩壊は、人々の「生」の基底そのものの喪失をあらわすのであり、そのような危機的状況は反面、必然的に共同体の健全な再生を促す。

アリストテレスによる共通善： アリストテレスによる民主主義の目的は「共通善」にあり、その実現のためには平等な政治参加を要す、という。すなわち、人々が共同で暮らす「コミュニティー」では、何らかの（共通の）善を目的にして組織化される。そのような共同体（ポリス）が自然に生じるように、その最終目的である国家も自然に生じる。

アリストテレスの言う「公共善」は誰かに指示される支配者の善でなく、それは共同体社会の一般の人々に内在しており、その意味で、民主主義的な政治参加は強制でなく、ごく自然で自律的なものであるはずであり、この「共通善」は慎重に熟慮と議論によって実現されると考えられます。

公共哲学： 1980年代のリベラル・コミュニタリアン論争の結果、米では政治哲学、社会哲学、法哲学などが、「公共哲学」の名称で統一され学会が成立し、その重要な概念の一つが「共通善」にある（R・ベラー、R・マドセン、S・ティプトン、W・サリバン、A・スイドラー「心の習慣＜公共哲学としての社会科学＞」1985年）。

ソーシャル・キャピタルとしての共通善： 前述のようにその概念は、米・社会学者の R・パットナムの「孤独にボーリングする人」1995 です。書名が示すように、彼はアメリカ市民による社会への積極的な参加と社会の繋がりが衰退していることを実証的に示しました。これを改善するためには、相互利益のための調整と協力を容易にする必要があります、社会的ネットワーク、規範、社会的信頼などを「ソーシャル・キャピタル」と呼び、そこには公共善があるとします。

このために、個人における権利と社会的責任とにバランスを要し、道徳的秩序とコミュニティーの再生を強調し、人的に上下支配型でなく、水平型のネットワーク化（権力構造の弱い、あるいは権力構造を希弱に）した社会構築の必要性があります。

コミュニタリアンの共通善とは： コミュニティーが維持されるためには、その成員に共通な伝統、利益、価値観のあることが前提とされる。しかし、共通善は個々のコミュニティーの伝統によって異なり、その目標も異なり、それぞれの実現に向けては、十分な討議・熟議を要す。

その具体的でいずれのコミュニティーでも共通性の強い共通善は、「人間の尊厳」であろう。それは「基本的な人権」となります。

はじめ、一般的なコミュニタリアニズム思想は比較的ローカルな社会が想定されていたが、現実の社会がグローバル化を目指している限りで、グローバルな「共通善」が必要となるし、ここに、グローバル・コミュニタリアニズムを必要とする。

シビック・ジャーナリズム： これはコミュニタリアニズムとメディアの関連性で採りあげられる問題です。特に、この点で日本は欧米と比較し、かなりの遅れをとっているのが現状です。

これは、日本における広域な守備範囲を有する各種ジャーナリズムが、傍観者あるいはエリートとして一方的で客観的な報道をしている傾向に反し、「草の根の議論をおこし、市民と一緒にコミュニティーの問題に取り組む」ことを趣旨に、コミュニティーの一員としてのジャーナリストがコミュニティーのために「双方向性」のある報道（パブリック・ジャーナリズム）をすることにあります。これは、1990 年代に始まり全米の新聞の 5 分の 1 程が実践しています。

この運動の背景に、現代コミュニタリアニズムの影響がある、と言う（C・クリスティアンズ「善きニュース」1993）。

そして、彼らによると、啓蒙主義的な個人主義、原子論的モデルによる「表現の自由」の理念は、報道の質的相違を決定することができず、そのため、メディアを取り仕切るオーナーの利害に従いやすい傾向をとり易い。むしろ、この状況は民主主義に反する方向へ向かう。

家族の解体： 社会的コミュニティーは、最小のコミュニティーとして複数の家族から成っている。しかし、現在その家族は未婚率と離婚率の増大、そして少子化などにより、2002 年をピークに家族が解体、減少する傾向にある。そこには、子供の存在は親のためだけでなく、コミュニティーの為でもあるという意識改革が必要であろう。なぜなら、幼児の躾や教育はコミュニティー（他者）が介在することにより健全化を向上させるからです。

そして、その教育全般における目標は、コミュニティーが共有している価値（善）を教えることであると「コミュニタリン綱領」は言います（F・フィニックス「コモン・グッドへの教育」1995）。

教育問題には人権問題が絡みますが、「共通善」は人権と対立せず、むしろ民主主義を根拠づけるといふ。それに、教育は生徒・学生に押しつけるものでなく、自ら学ぶことが重要です。一方的な教育方針をとり、成果主義的な日本の教育は、むしろ生徒・学生の学力低下を生じさせていると言われる。北欧フィンランドをはじめ、現在では多くの国々の教育で、テストをなくし、競争を止め、一斉

授業を廃止し、生徒相互の自主的共同勉学形式を採り入れた結果、学力と教育効果が向上したと言われる（佐藤「学校の挑戦」小学館 2006）。

それは、オープンスクール運動という静かな教育改革であり、生徒の自主性を重んじた「協同的な学び」の共同体であり、これは西洋諸国に限らず、韓国、中国などのアジア諸国を含む世界各地に急速に広がる傾向にあります。

以上は、自分で考え、自ら行動できる人間を育成すると共に、他者の尊厳を認め、ともに政治参加、社会参加し、連帯しながら共通善に向けた自治を行うための民主主義を学ぶことを教育の目標にすることにあります。

その意味で、日本の教育基本法の中に、改めて、民主主義のための公共政治としての共同教育を重視することが明記されるべきでしょう。

このような公共教育は、真の意味の教育格差を縮小するばかりか、生徒・学生の社会との繋がりを深めたコミュニティ精神を促し、パットナムが提唱する「ソーシャル・キャピタル」を増大させるものです。

地域社会； 「文明の進歩」観とテクノロジーの進展によって拡大した社会の都市化は、人々を機能化・孤立化させ、都市における地域社会は形式的に町内会・自治会があったにしても、実質的にコミュニティの役割を失っている場合が多い。一方、かつて都市に人材を一方向的に供給する役目を担った地方の村落においても、極端な高齢化と過疎化により、それまで濃密にあった自治組織が自然崩壊の憂き目を見えています。

村落共同体としてあった自治： それは江戸時代の庶民社会において「寄合い」として存在し、その名主は寄合いの合意で決められるが、事前の根回しによって決められることが多かった、そして、実質的な審議が充分に行われたところもあったということが、調査から明らかになっています（宮本「忘れられた日本人」岩波文庫、1984）。

このような農村における地方自治は、明治政府の中央集権化、経済的には産業工業化、社会的には都市化の進展による一次産業における急速な人口減により失われていった。その反面、1970年以降には「共同体の復権」が改めて唱えられるようになった。

京都には、室町時代から続く「町衆」の自治の伝統があり、明治 31 年には「自治機関」としての「合同組合」が成立し、そこで注目されるのは、その組合長や幹事が借地人も含む選挙で決められたことです。明治の終わり頃は各地に「地域振興団体」他ができ、大正デモクラシーにより（完全と言えるデモクラシーによる）町内会組織が広まった。

戦時体制下で、戦時政府はそのような民主的な組織は戦時体制にふさわしくないと批判し、そして、食糧配給の組織その他として利用されたが、敗戦後は、占領軍の禁止措置によって解散したにも関わらず、その3ヶ月後には、8割近くが名目を変えて再建され復活した（東海自治体問題研究所「町内会・自治会の新展開」自治研究社、1996）。

これは、政府行政がそれを必要としたことと、それ以上に民衆自らが公共的自治として、それを必要としたからでした。

1970年代後半から日本で、「地域主義」が主張されたが、これは、現代のコミュニタリアニズムに近い発想でした。それは、かつて経済学者・玉野井氏の提唱によるものであり、「一定地域の住民が、その地域の風土的個性を背景に、その地域の共同体に対して、一体感をもち、地域の行政的・経済的自立性と文化的独立性を追求することを言う」と定義されている（「地域分権の思想」東洋経済新報社、1977）。

この地域主義は、国家と市場の支配が強くなるほど、衰退する傾向を示したところの「地域」を再建しようとするものです。

そして、地域住民の自治の必要性から「環境基準。公害アセスメント、景観保存、生活保護基準、保育・養老施設のあり方や、生涯教育に関して、地域の特性にしたがい、住民の総意に基づいて制定される。それは条例として、各自治体が制定し、法律の下位規範になる」という自治体憲章を掲げた。そして、それは、中央から地方へ「金とモノ」を誘導する「地元利益主義」でなく、「地域の住民の自発性と実行力によって地域の個性を活かしきる産業と文化を内発的に創造する」ものです。この意味で、それは、コミュニタリアニズムと軌を一にするものです。

地域主義商業主義： 現代コミュニタリアンの公共哲学は、基本的に自治的な民主主義を求める政治哲学にある。M・サンデルは過度の不平等は、富者と貧者が共通の運命を共有しているという意識を失わせ、かつ、富者が貧者のために納税するという意識を失わせていると批判し、そのために自治を必要とする精神を奪い、共通善を失わせると言う。そして彼は「所得に関係ないコミュニティー制度を再建し、さまざまな階級の人々が交流する制度を促進すべき」と言う。

また、1990年代末からアメリカにおいて、地方自治体による大型店舗設置規制が進み、「地域を考える、地域で買い物をする。地域にこだわって暮らす」という地元商店の連合体による運動が進んでいる（矢作「大型店とまちづくり」岩波新書、2005）。

このような動きは日本でも2000年から、地方公共団体による「まちづくり三法」として各地方における中心街の活性化の試みがなされている。2006年には、国政による法律改正で、郊外型大型店を規制し、郊外への発展よりも、「コンパクトな都市」を目指す政策へと変化した。それはM・サンデルが「コミュニティーのあり方がそこに住む者のアイデンティティの形成に影響する」という主張に沿うものです。

コミュニティー・ビジネス： これは「地域住民がよい（公共的）意味で企業的経営感覚をもち、生活者意識と市民意識のもとに活動する〈住民主体の地域事業〉である。このビジネスの効用として、①個人の生きがいや人的ネットワークによる「人間性の回復」、②環境問題のような「地域コミュニティー内の社会問題の解決」、③「地域と住民のための、新たな経済基盤の確立と雇用の創出」、④「地域文化の継承と創造」がある（細内「コミュニティー・ビジネス」中央大学出版、1999）。

この海外例として「地域マネー」の活用があるが、そこには主に地域の福祉的意味があり、地域独自の通貨として利用されます。

そのような動きは、文明の進歩を信条とする競争社会がアメリカ型のリストラや能力主義を導入することにより、人々が自己利益のみを追求し、それにより相互の信頼が失われ、かつて生活の基底にあるコミュニティーを崩壊させたことへの反省があるはずです。そして、協力を重視する組織の文化や社会・地域の文化が根付いているほど相互の信頼性が高まり、社会の生産性も向上することを、すでに、ゲーム理論にもとづいて主張されている（荒井「信頼と自由」草ケイ書房、2006）。

コミュニティーによる社会保障： 自立した個人が互いにつながるような「新しいコミュニティー」による福祉・社会保障が必要です。このためには、いま以上の経済成長を止めて環境保護を重視する「定常型社会」の中で「持続的な福祉社会」を目指すべきであるという（広井「持続可能な福祉社会」ちくま新書、2006）。

この考えはまた、国政による社会福祉財政の危機的状況や、外部資本導入によるコミュニティー自律の危険性を排除し、各地方色に固有な濃い文化を創ることに寄与するでしょう。

コミュニティーと国家： コミュニタリアニズムは地域社会を重視するが、地域社会の集合体である国家もまた本来的に、コミュニティーとしての成員が「共通善」を追求するものと捉える。しかし、そこに従来のナショナリズムを強調することはないし、共通善を損なう富の追求を否定する。本質的

に共通善は社会の成員が個々に自律的に追求するものです。

その立場から、現実の議会民主制の作動も共通善を目指すべきであると考え、それを達成するための諸価値の選択実行が求められる。ただし、これまでの議会制民主主義の歴史においては、それを直接作動させる代議員の集団心理は、時にナショナリズムを昂揚して国家間の紛争を招いたり、国民に対し経済成長概念などのポピュリズムをかき立て文明の進歩を唱うなど、社会の安定や安心などに関し国民の共通善を追求することと逆の志向性を採ることが多かった。

それは多少に関わらず、代議員自身の権力を背景とした自己利益誘導と考えられる事例が見られるし、政治的中立性を堅持しようとする諸ジャーナリズムの伝聞からも読み取ることが可能である。

したがって、そのような議会制民主主義を健全化する方策の一つとして、諸議員の集団心理を沈静化し、議会と政治機能の透明性を向上させるために「最小国家」へ移行の提案がある（R・ノージック「アナーキー・国家・ユートピア」木鐸社、1992）。

国家の役割として、社会福祉や教育、環境問題など、最低限の基準をつくることであり、それ以外は NPO や NGO などローカルなアマチュア集団が主体的な作業をすることが望ましい。それは、地域社会としてのコミュニティ形成とその作動においても、その役割に相違を生じるが、その機能と作動に同一原理としての「共通善」からの要請があると考えられます。

それは地域社会に対するイメージとして「コンパクト・シティー」の思想と「最小国家」の考えが大きく重なっていることが明らかです。

それをもととする環境権の立場から、市民の憲法を創ることが思考されている（五十嵐「市民の憲法」早川書房、2002）。すなわち、環境権は個人の権利であるより、「集団の権利」であり、それは権利の主張というより、（共通善として）「義務の要素」が強調されねばならないからという。これは、後述するネオ・リベラルやリバタリアン思想からは出てこない思考です。

同様に、環境として「美しい街を作る権利」は各国の憲法に取り入れられているが、そもそも「土地所有権」は地域コミュニティのルールで制限されるべきもので、その地域文化や伝統に基づき、市民の協議・合意で形成されるべきでしょう。

加えて、その土地所有に対し、投機的営業活動を法律で禁じているのに関わらず、それに乗じて都市の乱開発を招いてきたこれまでの行政のあり方は正反対な志向にあると言ってよい。

3. 公共主義社会の全体概念

前章の「公共哲学」と「共同体主義」は共に、アリストテレスの公共善を基底にした思想でした。そして、両文献が示している内容は多岐に及んでおります。前者はその価値論的側面を、後者はそれに重なるものの、やや実践的側面を記述されていました。

そのように、両者はその思想に同質的連続性があることから、筆者はそれらを改めて、「公共主義 (Publicism)」と称することを提案します。ただし、公共主義の表現とその英文表示は筆者による造語です。

ここでは改めて、本稿で述べた「公共主義」の理念と中心概念を以下にまとめておきます。

公共主義の概念の基底理念として、

〈1〉 「公共主義」は、人々が「公共善」（と言う人工的自然）に沿う生活をするることにより、野生動物（自然）並みの自由と自律を発揮可能であり、眼前の「生」を野生動物以上に生きいきとした社会を形成できる。

公共主義の概念規定として、

〈2〉 「公共哲学」が示す哲学概念と「コミュニタリアニズム」が示す政治概念は共に、アリストテレスの「公共善」を通底概念としていることから、両者に大きな親和性があること。そして、それに寄与する学問の総てを「総合知」として、それらを有機的に昇華して「公共善」の実現に寄与する。その結果はクワインの言明のように、直感のレベルで判断可能なものに構成する。

〈3〉 「公共主義」は個々人の主権保持を全う可能な公共社会の形成を目指す。

このため、(後述の) 図 1, 2 に示すシステム概念と公共善による価値論を有機的に整序し、概念化することが有効である。

〈4〉 私と公を繋ぐ「公共」を、社会的権威によるネットワークで実現する。

そして、以上の理念・概念を理解するために、その全体の見取り図を描いておくことは、更なる思考に到達するために有益であろうと思われます。これを「公共主義の全体概念」として図 1 に示す。

そして下記に、前の二文献で触れられていない事項も含め、改めて、総合知としての全体について、若干の検討を試みます。

① 公共主義

「公共主義」という総合知； 総合知概念については、本学会の趣旨はその設立当初から述べられている通りです。本稿の公共主義に関し、まず、図 1 はシステムの関連図を描いているように見えるが、公共主義に対してブランチのように描かれている諸要素システムは、単なる関係性を示しているのではなく、その総てが公共主義に包摂されるべきです、なぜなら、公共主義概念はその概念的・実践的に我々の生活の全てに影響を与えるからです。

我々の生において、その生存を全うすることを願うし、そして、その生存の質がある一定以上に保たれることを願う。前述のように、生存の持続性と言う意味では、自然環境の中で意図することなく自律的に生息する野生動物は人間から観て驚ほど自然に対する適応力を有しており、それゆえ、人類以上に長期に生き抜いている。それを生の基準にするなら、自然環境を人工的に（制御）改変させ、

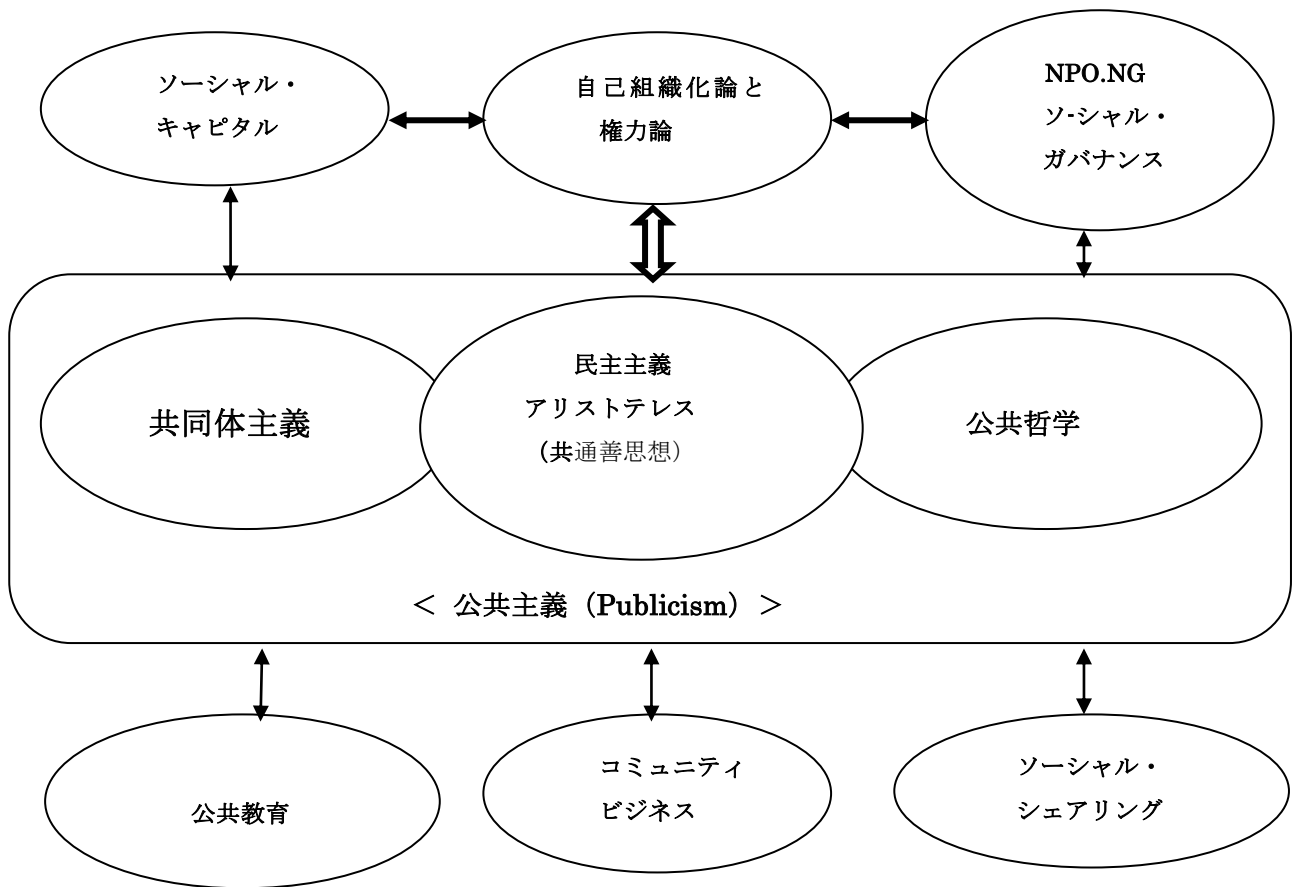


図1 「公共主義」の全体構成

意識・理性のもとで生活する人類は、野生動物以上の自然適応力を有することが出来るはずでした。しかし、野生動物の自然適応力を越え、恣意的に自然や自己の環境を常に変更できるかの「文明の進歩観」に囚われ、そして、その行き着く到達点を知り得ません。本稿で参考とした文献の両著者による問題提起は、人類の公共性が文明の進歩の下に、コミュニケーションの質と共に低下している、というものでした。この点で、人類は常に死活状態に直面せざるをえなく、言語能力に乏しいはずの野生動物におけるコミュニケーション能力と比較し劣っている側面が現れていると観ることができます。

したがって、現下の文明の危機的状態は、それが解決に向かうことができるとしたら、ただ公共的コミュニケーションによる合意による以外にないでしょう。このコミュニケーションを通じての公共概念には、あらゆる知や知恵が参加するべきであるというメッセージがあります。であるなら、すべての学問的知がそのために参加すべきでしょうし、多数の専門科目に離散分岐した諸科学が、「公共主義」の名の下に、生のもとでの有機的なメッセージを発することが要請されるはずです。従来の「総合知」をそのような観点で考えれば、新たな「総合知」の視点が開けると思われる。このため、改めて、生の基底としての「生存持続」のために知恵を創出することを総合知の一つと称してよいということになります。

そして、それは最近の震災に伴う原子力災害問題や巨額な赤字財政問題など巨大社会リスクに対する予防に寄与するし、そのような思考が観念論に終わってならないであろうことを確信させます。

公共主義の基底： 改めて、この公共主義思想のシステム関連が図1に示されているが、そこにおけるキー概念とその関連性について触れておきます。

先述のように、最も重要な概念はアリストテレスの「公共善」ですが、その基本概念は公共の利益に適うことにあります。社会構造的に、それを支える概念は、同図①公共教育、②、③ソーシャル・キャピタルを現出させる水平型コミュニケーションとネットワーク、そして、それらを政治・行政的に実現させようとするところの④ガバナンス概念、であろうと考えられます。これらはさらに、その詳細を後述することになります。

権力と権威： 前記④を前提とするのが、社会的権力を低減させることです。なぜなら、社会システムを複雑に構成するほど、社会は垂直型の権力ネットワークを張り巡らさざるをえなくなります。反面、それにより社会の民主主義状況はその理想から乖離するばかりでなく、諸権力を背景にした社会的齟齬や、社会的不正を生じ易いことはこれまでも明らかであり、それによる種々の社会的コストを生じさせてきたことは、日々のジャーナリズムが報道しているところです。ただし、政治・行政による失敗と不正による社会的コストの計上結果はこれまでも明らかにされたことはありません。

この権力の発現そのものは人間が有する攻撃性から由来されていると考えられる。最近の脳科学の研究では、その攻撃性が脳の偏等体のドーパミンが外的・内的刺激で増加することで生じることが知られています。しかも動物（ラット）による実験結果では、同一刺激を与えた場合、メスと比較してオスが3倍程のドーパミンが生じることが明らかになっており、これが人類に適用尾されるなら、男性における攻撃性の優位が証明されていることになります。この結果は、社会における一層の女性参加が、社会の安定化に寄与するということを示唆しています。

工学における制御理論では、入力の変化に応じて出力を適正化することをネガティブ・フィードバック制御と言い、電子回路でその逆のポジティブ・フィードバック作用が生じると、その途端に期待された機能は失われる。これを社会へアナログ的に適用すれば、人間の攻撃性を適正に制御せずにポジティブ・フィードバック作用に任せるならば、システムは異常を来すことになる。これまでの人類史上に現れた数々の文明の経過は、そのような男性優位による攻撃性が社会のポジティブ・フィードバック作用を繰り返し、諸文明の総てが滅亡してきた要因であったと言えるのです。

そのデータの一例として、①日本の第一次から第二次大戦間と、②その後今日 2012 年の期間における国債発行高の増加傾向が極似しており、①の 1944 年時と 2012 年時の発行高まで偶然と言えほぼ一致しているのです。①と②のそれぞれの期間における社会事情は異なるものの、「文明的進歩」を指向していたのは同じであり、それを駆動していたのも権力的発現であったと考えられます（赤木「失われるか世界の 10 年」世界、2012、9）

それら弊害を社会的に低減させるためには、R・パットナムが提唱する水平型ネットワークによる柔軟な社会構造へ転換することが有意義であると考えられます。

そのため、そのような権力的構造の社会でなく、人の徳から発する権威で稼動することが求められます。なぜなら、権力者は非権力者を一方的に服従することを求めるが、権威に服従する場合、人はその権威者が有している価値の普遍妥当性を認め、その価値実現のために自律的に服従するという点で異なるからです。

民主主義の背景にある「公共善」が約 24 世紀を隔て普遍妥当性があると考えらるなら、それを背景にコミュニケーションする人々が相互に信頼し合い、そして、合意に達した事項を行動に移すことができるとしたら、そのような社会のあり方そのものも普遍妥当であると考えられます。

②価値論かシステム論か： 山脇氏が批判する、「社会現象がシステム論では把握しきれず、生活世界（価値論）で解釈すべき」に対し、先に若干のシステム論的社会論を編んできた筆者の見解として、確かにシステム論は事象の輪郭を際立たせ、事象の明晰性を表出しようとする論法であるが、価値が交錯する生活世界のダイナミクスを取り込むことに難点があるであろうという点で首肯できます（上

草「システム論的・日本型自治民主制」2012. 6)。

しかしながら、山脇氏が提唱するグローバルとローカルを結びつけたグローバル公共哲学においては、確かにローカルとグローバル領域の区分をシステムであるとは言明してないが、その概念区分自体をシステム論的でないと言うことは困難です。

それはグローバルなる造語においても、現実においても、例えば単一文化事象を対象にするローカル事象と多文化事象を含むグローバル概念が連続あるいは同一なシステムであると言うことが出来ず、そこにシステム論的概念が必然的に挿入されなければならないと考えられるのです。

論理的には、ローカルなシステム(単一民族)とその複数からなるグローバルなシステムを想定し、その文明と(伝統)文化に連続性があるなら、両システムを区分する必要性はないし、システム論さえ持ち出す必要もないでしょう。

しかし、社会学では文明を量的・制度的であり交換・通訳性のある事象とし、一方、文化を生活の質を対象と観るなら、自文化は他文化に対し相対的に特殊性があり、交換性を有さないと言われる。その意味から、文明の側面では、両システムの区分は解消しうるが、一方の文化の側面ではそれら区分の境を越えることは困難になるのです。

このように、社会事象に文化の側面が付帯する限り、システムの区分の必要性を否定することはできないこととなります。

しかし、前①項で述べたように公共主義は知の全てが知恵の形成に参加することを要求するし、後の④項でクワインが示しているように、両論の方法論による結果も「感覚のレベル」で審判される必要があるとする限り、山脇氏がグローバル概念として総てが同質性を宿しているのとれる言明は否定されることになるでしょう。

ここでの問題の本質は改めて、価値論で世界を観ることとシステム論的な見方が相互に排除し合うものであるとの概念的排他性を改めることであり、社会的事象の理解のためには両者を適宜、整合的に論述する必要があります。これにより、社会現象の更なる理解が向上し、社会問題の解決に寄与するであろうことが期待出来るのです。これは、領域的に分化した学問を総合化しようとする考えでもあります。

以上の結果、システム論か価値論かの非生産的議論をするよりも、社会現象論的な説明として、両論をその都度整合性を整えて議論することこそ創造的であると考え、それは改めて一つの「総合知」となります。

③ 公共善の倫理と論理； 公共哲学ないし共同体主義がアリストテレスの公共善に依拠していることはある意味において違和感を生じさせる。それは、「公共」概念が多様性を意味し、一方の「共同」は同一性を意味すると思われるからです。一見それらは異なる指向性を宿しているように見えるものの、社会を構成するにはそれら二要因が整合的に構成されることが要求されるのであり、有機的に整合させうる概念が「公共善」にあるということになります。そして、「公共善」思想が約 24 世紀余の時空を超え現代に甦る必然のあることに驚きを覚えているのが、筆者の率直な感想です。

この公共善は公共的利益を求めることであると解釈でき、例えば、政治行政的には、政府が各人の所得に応じて徴税し、それを公平・公正に再分配しようとすることに表れている。そして同時に、それは「論理的・倫理的に表裏一体の概念」として、国(公)が生じた損失あるいはその他の社会的コストも、公共的に配分しなければならないことを意味しています。

震災瓦礫処理における公共善： 今次の東日本大震災で生じた瓦礫処理問題はまさにこの好例です。

ロールズ流に言って、地震による被害者がその地に生まれたのは、そもそも出生における自己選択の外にあったのであり、確率的にそれは日本に住む誰にとっても被災する確率があったことになる。

その意味で、日本中の人々に対し偶然な事態であったに違いないのです。したがって、その一地域に生じた被害を共同体（国）全体でケアするのは正義であり善であるということになる。

したがって、日本全国における瓦礫処理能力のある各施設が、その能力に応じて処理を受諾する権利がある（公共主義的意味で能動的に受諾する義務があるという意味です）。しかし現実にはその権利の大方は放棄されたままです。

供益—受益者負担原則： それとは別に、原発災害で放射能被爆した瓦礫については別の立場（価値観）と重なる。それは「受益者負担原則」の支配を受けるからです。この原則は受益者のみが表面に出ているが、供益者が権力関係で対になっているはずで、両者の関係として記述されるべきです。しかも、その間に何らかの契約関係が存在する。その契約は両者に共通な圏域を超えることができないはずで、それを改めて「供益—受益者負担原則」とします。そして、この原則に、公共善が稼動しなければなりません。

原発災害における公共善： 被災した原子力発電所を建設したのは関東圏に送電圏域をもつ東京電力でした。しかしながら、原子力災害を生じたのは東北電力管内の土地（福島県）であったことは、供益—受益者負担の原則から外れており、ここにそもそもの倫理的問題があります。

そして、この問題を解決し難しくしているのは、国（公）のコントロール下にある東電が公の立場であるかのように振る舞い、そして原発立地市町村がコミュニティとして民の立場であるはずが、公的立場でその受諾をしていることです。なぜなら、多くの原発立地受諾自治体では、受諾に関し事前に住民投票するなど、市民の総意を汲み上げる努力をしていないからです。

すなわち、そこには民の意見が介入されにくい状況があり、まして「公共」概念、あるいはそれによるコントロールはまったくと言って見られず、公共善の稼動はなかったと言えるでしょう。

さて、原発立地市町村にはその建設に伴い、政府・東電から毎年多額な補助金が供されている。それは建設立地を認めた自治体が、その建設に当たって東電・政府など建設主体に原発が安全であると言われたにしても、当時既に原発の危険性が喧伝されていたのであり、その危険性を知らなかったとは言えないのです。

そして、そもそも立地市町村に流れる多額な交付金が、その町の経済的豊かさに供益されるものであることが本音であると共に、それが「原発による危険に対する保険」の性格をも有していることは誰にも公知なことでした。もし、そのような危険が根源的に全くないとすれば、発電所の公益性から言って、各圏域内で無条件に立地受諾がなされることは、広い意味の「公共善」として倫理的に了解されうるものだからです。

ですから、原発被害立地自治体はその被害に対し異論を唱えることは、極めて無責任で低次元なゲーム感覚でしかない、ということになるでしょう。

ゆえに、「供益—受益者負担原則」ゆえに、原発立地自治体は単なる被害者でなく、同時に、住民に対する原発災害の責任をも負わねばならない立場にあると言う迷宮に入り込んでいることになる。したがって最低限、放射能を帯びた瓦礫であっても、同一自治体域内で処理することを拒むこと自体、基本的に公共善に反しています。これは、放射性廃棄物処理施設がある六カ所村の件にも当てはまります。

そして、この問題から国民誰一人として逃れることは出来ない。問題の解決が可能であるとすれば、それはただ、公共善の前提として、それら問題に関する情報を残らず公開し、そのうえで妥当な解決策へ向け公共的に同意し直すというプロセスを踏まねばならないだろうことは間違いありません。これに関する具体的な議論は広汎にありますが、ここではこれ以上の展開は割愛します。

本項のおわりに、「公共善」がどこにあるのかが問題にされることがあります。それは、物質的には

もちろん、明快で固定的な概念で示すことは簡単でない。

公共善はどこにある： それは、P・サミュエルソンが言うように、一般道路、公園や灯台などの公共施設に現われている。しかし、それらから公共善が生じたのではない。プロセスとしてはむしろ、その逆であるべきです。このように「公共善」は人々の精神から発つべきであり、固定した概念として明示できないのです。言い換えれば、R・パットナムが唱えたソーシャル・キャピタルで生じると言われる、水平型の人的ネットワーク（公共的寄合い場）において、コミュニティーの共通利益に寄与するものとして「その時々々に創出されるもの」と考えれば概念的により明快になるでしょう。

④ 知恵の公共性（知識と知恵の問題）： 知識は「私」の中に止まる限り公共性を持たないのであり、いかなる形であれ、他者とのコミュニケーションによる知恵に変換され、感覚による判断を経なければ、公共的な意味を顕さないのです。ですから、最初に挙げられる公共善の成立条件の発端は、コミュニケーションにあります。

そして、その前提として知っておくべきは、知識を可能な限り確実に伝授されたとしても、その知識は絶対確実でありえないことがすでに証明されていることです。

人間の知的方法論で、そして、論理的にその確実性において、そして最も信頼をおけるのは数学論理であると言われていています。しかし、K・ゲーデル（「不完全性定理」1929）により、既にその絶対性の真理の存在は否定されており、我々がそれに到達することは不可能であると言っています。また、哲学の分野でW・Oクワイン（「経験主義の二つのドグマ」1951）の徹底した言語分析的手法の結果、哲学的価値論と分析的な科学論に差はなく、「最後はいずれも我々の感覚的な審判を受けなければならぬ」と言います。それらはいかなる知識も確実でなく、そして感覚（直感）に対する理性の優位を認めず、それを受容する我々の判断による、と言っており、現在もその言説は覆っていません（上草「文明の鏡」2011）。

科学時代に生きる我々の行為が理性に従おうとしている限り、ゲーデルが言うように、そもそもその理性に不確実性を包含せざるをえない。文明の進歩への行為は、そのような知識による構築物、構築概念が不確実性の屋上屋を築くことになったのであり、それらを集合し複雑性を極めた対象に責任をとる者の不在となることは当然のように観られます。

そのように、そもそもそのような社会状況が倫理性を失いがちになるのは当然と言えます。同時に、そのような責任の無所在は公共性を否定することになります。

なぜなら、個人（私）を主張する者達で構成された社会は、その行為の不確実性を低減することが出来ないばかりか、そこには「私（エゴ）」から発する権力上下関係を形成し易く、さらなる不確実性を増幅する傾向を生じる原因を拡大させるのです。

それを回避可能なのは、あらゆる面において、コミュニケーションによる合意とそれによる公共性の回復にあると思われる。それは、常に不確実性を孕んでいる現実を前にし、各種意見の相違を整合的に導くことにより、クワインが言うように、感覚的な判断による現実的な解をその時々々に導くことを可能とするからです。そのような行為は特別なことでなく、古来、共同生活を旨としてきた人類にとり当然の行為でした。その反対に、今日的な産業・文明的に拡大した社会状況下ではそれを困難とする諸条件を生じたと観るべきでしょう。それは社会の自殺行為に近いものです。

⑤ 公共教育について： これに関しては、すでに紹介した二文献の著者らも言及しているし、この方面の先鋒的論者である佐藤学氏がすでに多数の著作で持論を展開している通りであり、現在の日本における教育の実態に鋭い警鐘を鳴らし続けています（「学校を改革する」岩波ブックレット、2012）。

それに糊塗するようであるが、教育概念の中心が従来までの知識教育となつてはならず、公共教育にこそあることこそ、以下のように再度強調されねばならないでしょう。

日本における教育理念が、今なお文明の進歩に参画するための知育を中心に行っているのは明らかです。しかし、そのような教育観は（エゴの立場の）「私」から発して、すでに時代遅れの教育観であり、それは教育体制全体として、（文明の進歩におもねる余り）学びの質と平等性を向上させなかった。その改善として、例えば、学校全体が「学びあう」者のネットワークにしなければならないし、そのために教育概念を根本的に改革しなければならない、と言う。

それは、生徒・学生同士、そして教師や教育委員会、文科省さえ含む学び合ひであり、そして「聞き合う」ことによるコミュニケーションの質を向上させることです。これが民主主義的社會を創造するための条件であるとも言ふ。

この様な（ほぼ日本を除く）学校改革は、お隣の韓国や中国を含む世界の至る所で普及しつつあり、すでに著しい成果を挙げつつあるのです。

日本においても「公共のための知恵の創造」の教育に移行するべきでしょう。そしてそもそも、そのように新たな公共教育は共同体的公共社會を創るための必要条件になるはずで、さらに、教育のあり方は世代を超えた「生の質」を左右するし、その向上した質を保ったままの外延として、ソーシャル・キャピタルの蓄積が求められます。

したがって、学校教育の在り方の全体概念が公共性を表出するための公共的有機性を現前させる形態に変革しなければならないでしょう。そのような変革によってこそ、現今の学校のいじめ問題を生じる原因となる「(社会ストレス起因の) 学校ストレス」から生じる、生徒の自殺問題など、多くの非教育的な諸問題としての社会リスクを低減できるはずで、

そして、以上の概念は公共主義に則っており、そのような学校改革の成果は自律的に思考できる市民を育て、民主主義社會の構築を確かにさせることに寄与することは間違いないでしょう。加えて、そのような教育の一貫したシステム改革のプロセスが、民主社會に対する、一般的ソーシャル・デザインとしての参考に寄与するはずで、

⑥ 公共主義をネットワーク化するジャーナリズムの機能： 現代日本の主要全国紙を並べ比べてみると明らかですが、いずれの紙面もその体裁と論調に小さな相違があつたにしても、そこに芯の通つた個性や主張の見られないのが率直な印象であろう。その原因は、横並びを好む日本文化の特性から来るものであろうが、ジャーナリズムがその中立・公正を旨とする余り、その内容においても蒸留水を飲むような味気ない紙面作りになるのは当然であろう。それを全面的に否定するのではないが、他に問題を生じる。

それは公共主義の實踐において、その機能しがたい状況をつくることになり、それに、報道各社が自律的に取材をして真実に迫るといふ点で迫力に欠けることから来ている。そして、その報道内容が、それをもとに人々がコミュニケーションする際に情報量の欠落したものになり易く、情報受信者にとり、クワインが言う「感覚のレベルでの審判」を行い難くする。それは社会的に公共主義を成立しにくい状況をつくり出す。

このため、「私」と「公」のいずれの立場からも公平・適正に多くの側面から議論の展開をし易くする報道が要求されるのです。それによってこそ問題事象の本質が「私」の立場から判断可能となり、事態を把握し易い状況を生じます。またそれにより、「公共」で展開されるべき目標が頭わになり易くなり、同時に「公」の取るべき姿が誘導されるのです。

そのような機能が新聞を始めあらゆるジャーナリズムに求められるべきであるし、それへの到達過程として、シビック・ジャーナリズムの存在が求められると考えられます。

⑦ **企業社会：** 資本主義社会において、企業活動は私的活動であると考えられている。しかし、同時にそこで働く労働者は労働基準法の総則において「労働条件は、労働が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」としており、労働環境が利益追求のみでないことを唱っているのです。

戦後の高度経済成長期には、常に増加する利益のパイを分配することができたが、2008年のリーマン・ショック以来の世界的景気低迷傾向は、それを許さなくなった。特に、日本では若年労働層がその影響を受けており、それゆえに、近未来の日本の社会像を描くことを困難にしている。

しかし「公共善」によれば、契機低迷の社会的損失は、コミュニティー（国）全体で分担しなければならないはずであり、そのように若年層に社会コストのしわ寄せが増加することは明らかに異反しております。

それを改善できない状況を創っている理由を、経済成長を損なうためと政治権力者は言うが、実は、それにより政治権力者自身の利益を損なうからに他なりません。そうでない限り、民主主義精神に則り政治的な改善が図られるはずだからです。

一方の資本家は、企業に自己資本を提供し、企業活動による利益の分配を受ける意味で法的正当性を有するが、景気低迷の最中でも人知れず利益追求を行っていると共に、年間所得1億円以上の者は、その課税率が徐々に低下することが公共善に適わないのは明らかです。それに、彼らの多くが社会的に顔を見せず、発言せずにえん然とした経済権力者であることは制度的に許されるにしても公共善に反していることとなります。

現今のアメリカン・グローバリゼーションの嵐の中、世界的に景気後退中であって、多くの企業労働者は生活苦を強いられているばかりでなく、その基本的人権まで無視される傾向にある。それは、雇用者が被雇用者に対し権力的優位にあるとの社会的認識から来ています。しかし、企業組織も社会の構成要因であるからには、広く公共利益に適う活動が求められます。しかし、個々人の生存に関して人権は平等であるはずですが、その現実には、公共善が適用され難い状況にあります。

以上の問題は、あくまでも企業活動が私的活動として限定して考えるかぎり、違法と捉えられない状況にあるが、同時にそれは社会活動の一環であるはずで、「公共性」を有していることは忘れられているのです。この弊害を排除するためには、以上の三者が対等な立場で同席のうねコミュニケーションを円滑に行い、その結果として企業活動の方針が合意されなければならないはずです。

⑧ **コミュニケーションの回復：** 文明の進歩が社会の都市化を促し、人々を文明稼働のための部品化することにより、野生動物に劣る状況を創りあげてきました。

コミュニティー・ビジネス： それをコミュニティーのレベルで回復する方法の例として、コミュニティーにおいて高齢で元気な有志が、公民館などを利用して給食を作り、独居している身体の不自由な者達に割安・有料に配達するなどのコミュニティー・ビジネスを再開興すことでしょう。それは今後憂慮される高齢化対策にもなり、また、新たな公共を回復するために有効であり、既にさまざまな展開が始まっています。これも「公共主義」的な運動になります。

ソーシャル・シェアリング： これは市民が自律的に社会変革と再組織化しようとしている運動です。この例として、経済的余裕のない若者が都市中心部の空き家を複数人でシェアして居住しようとしたり、家族が去った個人住宅の家主が、それまで他で独居していた複数の老人を有料でお世話するなど疑似家族の形成です。

そのような疑似家族の形成は新たなコミュニケーションと新たな公共を生じる機会を創ります。総

じて、人類に限らず動物一般社会も、シェアリング的機能を有していると考えることが出来ます。

⑨ ソーシャル・ガバナンス

公共主義とガバナンス概念： 本稿で紹介した二文献で触れられていない「公共」概念に、ソーシャル・ガバナンスがある。このガバナンス概念は 1990 年代に注目されるようになったもので、公共哲学ないし共同体主義の影響があったと考えられる（木暮「ガバナンス概念の系譜」杏林社会科学研究、24-3、2008）。

これは、多くの点において本稿で言う公共主義と重なる概念であり、また、企業による独占資本（私）による独善的行為や政府（公）による排他的統治（ガバメント）と対比される概念です。それは、筆者が考えるガバナンス概念の基底となり、かつ、ガバメント（政府統治）のあるべき本来の姿を活写しています。

オークショットの統治原則： イギリスの政治哲学者 M・オークショットの言明「国家は一定のルールの下で人間が共同生活する法的共同体であるべきで、共通の目的を追求する目的共同体にしてはならない」が、統治原則として存在すると考えられます（「人間の行為について」1975）。

これを現実社会に照らすなら、ほぼすべての先進諸国でガバメントが「自由市場経済を伴う文明的進歩」を目的にすることに賛意を示しているし、それを目的として統治されている、と考えることができる。その結果として現在、国際的グローバルな関係で、一様に経済的な危機を迎えていることも明らかです。

それは、「文明的進歩」を世界的グローバルに各国のガバメントにおける統治目的とした結果と考えることができ、しかも、同時に統治の失敗を表しているとするなら、その原因はオークショットの統治原則から外れているからだと言えます。

それを反省的に捉え、オークショットの統治原則を見直すなら、政府による統治が為すべきことは、統治地域における社会が常に自律的に安定であることが、常に最優先されるべき義務と責任があると言うことです。それゆえ、社会が文明的変化を生じた場合でも、その結果への義務と責任を全うすることに配慮する必要があるはずでした。それが不可能視される今日状況において、ガバナンス論やいわゆる公共主義が生じたとも言えます。

ガバナンス論とは： それは、例えば、ローカルガバナンス、メディアガバナンス、インターネットガバナンス、コーポレートガバナンスその他のように多岐にわたっていますが、それらの対象を一国に限った場合をパブリック・ガバナンス（Public governance）と言います。

それらガバナンス論の生じた原因をより具体的に言うなら、1970 年代後半における先進各国において、選挙での投票率の低下、有権者による政治不信、政府の統治能力の低下に歯止めがかからなかったこと、そして、それらに対する市民の抗議活動の活発化が原因になっていると言われます。このような時期は、先の公共哲学や共同体主義思想の生じた時期とも同期していることが判ります。

ガバナンス論は初め、国家中心アプローチと社会中心アプローチの 2 つの立場があったが、次第に後者の研究論点に多岐性を生じ、民主主義概念と強く結びつき、2000 年代後半に、第 2 世代と言える「民主ネットワーク・ガバナンス論」を生じた（岩崎「ガバナンス論の現在」2011、勁草書房）。

ここで言う、ネットワークは公式・非公式なアクター間の水平的ネットワークによる「共治」と考えればよく、パットナムが提唱したソーシャル・キャピタルの創出構造と重なるものです。

ガバナンスの指向性は、公共一般の問題を一般市民やその団体がガバメントと協同して解決しようとする運動であり、その作業プロセスを公開しつつ、社会問題の改善を図るというものです。

この運動は、従来、エリート集団によるガバメントに集中しがちな権力を分散し、権力の独善によ

る社会的混乱を公共的に抑制しつつ、ガバナンス的に問題解決しようとする狙いがあります。社会の「公共」性を高めることに関しては「公共主義」の理念に沿い、同時に民主主義の理念にも合致しております。

むろん、このガバナンス実践の多くは NPO や NGO が中心的役割を担うことが想定されていますが、重要な社会問題の解決に当たっては、ガバメントやガバナンスによる実践結果を、第三者委員会による討論型世論調査（デリバラティブ・ポーリング：DP）により客観評価し、世論に反映させることなどが考えられています。

ガバナンスにおける問題点： それは、ガバナンスに関与する多様なアクターの正統性の担保にあり、それが担保されないと、ガバナンスがアナーキー化する恐れがある。最も同意を得やすいのは主要アクターを、政治的中立を唱う公的研究機関が担うことであるが、より民主的であろうとする立場では、アクターの集合が自律的に組織の責任者を決定し、自治体に届け、公認されることであろう。これは今日の NPO や NGO に重なる概念でもあります。

この問題の基本的前提に、前述の公正な公民教育の徹底を基本とし、共同体における必要・充分なコミュニケーションを必要とします。

そのように、ガバナンス論の問題は社会における多様なアクターの関係性や権限などを NPO や NGO により再設定され、そのように設定された機能が整合性良く、社会的に稼働可能か否かと言う「ソーシャル・デザイン」に関わっているのです。

⑩ 自由主義と分権論： それが民主主義と結びつくのは、民主主義の一つの前提が個人における自由の権利の保障にあり、この点で両主義が親和性を有し、同時に、公共主義にも合致します。

分権論は、その名のとおり権力の分散を意味し、民主主義を支える思想であり、民主主義の原型を成す考え方です。

民主主義の歴史は独裁的な集権体制を解体して、分権型の政治や行政を旨とした闘争の歴史でした。そして、三権分立主義にみる権力・権限を分立・分散させることは民主主義体制の基本精神でした。

ただし、直接民主制ならぬ代議員議会民主制では、社会の複雑化と共に政府機能が強大化する傾向があり、市民・国民の民意が、その施策から乖離を生じやすい。その是正のためには、「小さな政府」を目指し、中央政府に集中しやすい統治権力を地方自治体に分散させ、地方政治がその地に根ざした自律的な施策を推し進める必要があります。地方政治においても、さらに市町村レベル、さらには町内会など最小自治組織がありますが、本稿で言う公共主義は、それら末端の意志が、あらゆる政治施策に公正に反映すべきであることを主張するのです。

人類による国際、国内紛争は後を絶つことがなく発生し、近代が発明し世界各国が採用している民主主義は、それを採用している多くの国家においてその統治能力の破綻傾向にある。それと共に、自律的理性による「恒久平和」を唱えたカントによる崇高な思想で創り出された国連の努力にも関わらず、現実において十分にその機能を果たしていない。

その原因は、国連が各国のガバメントと結びついてはいるものの、ガバナンス組織との親和性に欠けているからです。それはむしろ、国連や各国の代表が、そのガバナンスで組織化されるべきである、という考えもあります。

そしてまた、民(私)と国家(公)間のネットワークを、ほぼ選挙以外に疎んじているからに違いないし、また、「私」から始まる世界的な市場経済が「私や公」に抑制機能の外にあり、その自由な経済原理が見えざる権力のネットワークを合法的・非合法的に築いたことに由来しています。そして、そのような現代日本社会では「公共」が生じにくい状況にあると言ってもよいでしょう。

⑪ 統治デザインの例： 公共主義の実践的側面として、図2に統治デザインの一例を示します。同図は、筆者が前稿（システム論的・日本型自治民主制）で示したものであり、ここでは改めて公共主義の観点から再述することになります。

図2の構成がこれまで述べた公共主義の概念に沿うものであり、概念を単純化していることに注意して頂きたい。

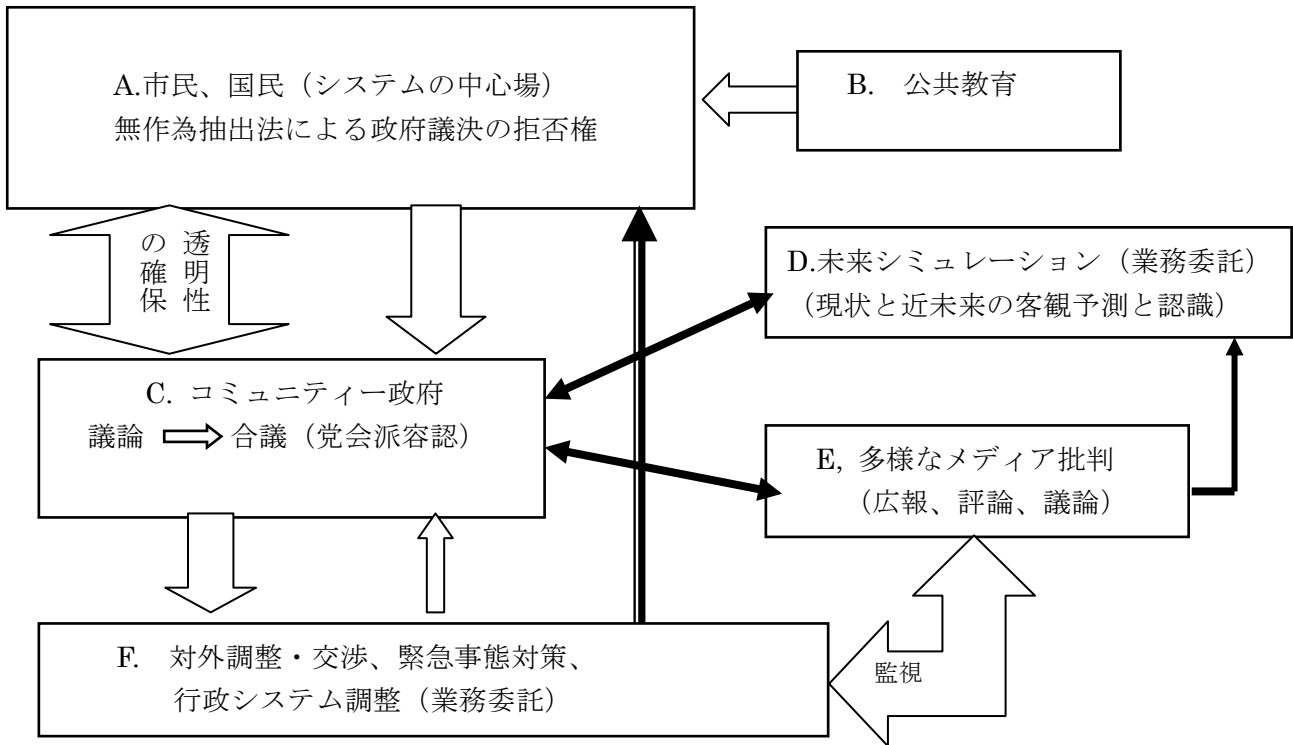


図2. 公共主義・統治デザイン

(矢印は情報の方向と大きさを表す)

(上草「システム論的・日本型自治民主制」総合知学会例会。2012. 6. 16)

その最大のポイントは、同図Aのコミュニティの主権が民（私）にある限り、従来の権力構造である上下概念と異なり、それが逆の関係に位置付けられると言うことにある。理想的には、そのようなコミュニティを永続的に成立させるために、再び公共善にもとづく公共教育のなされる必要があります。

そして、民の合意によりCのコミュニティ政府がNGO組織として成立する仮定として、Cにおける政治プロセスが、常に民に対し透明性を確保しなければならない。そして、政府の施策は、Dの事前シミュレーションにかけられ、その正当性が判断されるし、その結果と政府の施策・方針はFにおける意見の異なる個性的なメディア群により批判され、新たなコミュニケーション合意における参考となる。このシミュレーションは荻林氏の「エージェントベース・シミュレーション」が、過去の検証と反省、そして、未来予測と選択決定に優れているし、本稿のシステム化に有効と考えられる。

それら一連の作動サイクルはコミュニティ政府にとってのルーティンワークとして稼働される。

ただし、民にとって決断を要する重要案件は、DP世論調査を実施し、コミュニティの合意に至ることを要す。この国民投票に相当する調査は、スイスにおける年間の平均投票回数2-3を上回るようになるでしょう。

4. 公共主義社会の自己組織化

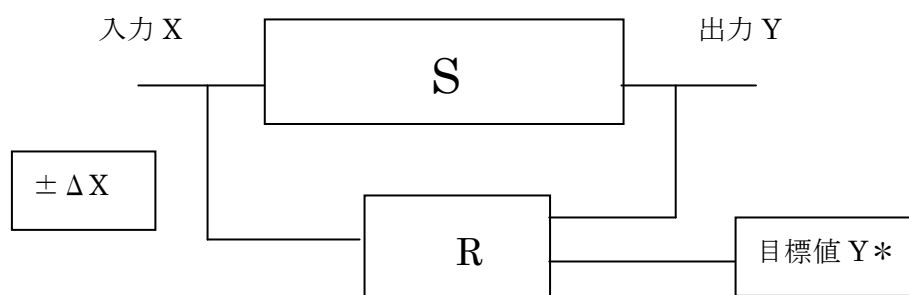
前3章で述べた公共主義社会が自己組織化プロセスとしていかにして可能か、について検討した。その結果、新たに幾つかの見解を得た。

システム論の自己組織性； 現在、システム論なる概念は多岐に渡っているが、それらは遍く、生物システムに範をとっていることが知られている。

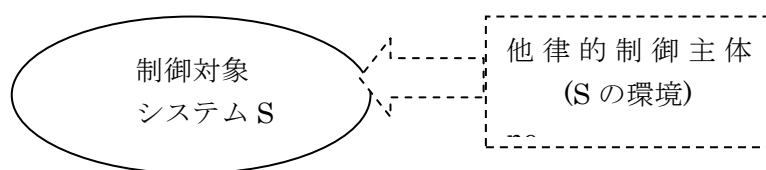
その詳細は後述するとして、システム論の社会的応用としてはむしろ、1950年代に工学において体系化されたフィードバック制御理論や、1960年代のN・ウィナーによるサイバネティクス制御理論が知られている。

そしてそれは、この半世紀ほどの文明の進歩を支えてきた市場主義・産業主義の思想的、実利的な意味での社会貢献が顕著であった。

工学的制御システム論； 工学的制御理論の特徴は、下記のように、いずれも他律システム論であることにあります。



a). フィードバック制御のシステム構成



b). a)が他律的であることの模式図

図3 フィードバック制御の概念

制御理論の特徴； 図3はフィードバック制御システムの基本的概念を示しているが、その特徴はシステムSが自らを変えることが出来ないことにある。その例を下記に示す。

例1， 電子回路系には、一般に負帰還回路が備わっており、例えば、正帰還作用による回路システムの暴走を抑制している。ただし、その正帰還作用をアナログカルに社会事象に適用するならば、文明の進歩観に重なる。

例 2, OS が制御主体となってコンピュータが作動しているように見えるが OS は自らを変えることができない。

すなわち、負帰還回路や OS は予め、(外部) 設計者がそれら機器に予め固定化し付与しているに過ぎないからである。

サイバネテックス制御理論； サイバネテックスの特徴は、多重のフィードバックを施した、「制御系の制御」という高次の制御を目指し、その最高次に「自己言及」機能を設け自己組織化をも目論む制御理論であった。

共同体主義者の A・エチオーニは、上述の「制御の制御」を、人による 社会への能動的な関与能力に相当すると考え、社会の自己安定と自律性を表現していると考えた。

しかし、以上のフィードバック系制御系の自律化においては、自律的な人工知能を搭載する必要があったが、現在に至るも、システムにそのような自己言及性を付与することに成功していない。

結果として、サイバネテックス理論は、システムとして他律・自律の両性を同時に取り込むことの失敗例であったが、その改良への努力は今日も続いている。

工学的制御指向な社会； 以上、一連のフィードバック制御的思考は、工学を含む科学一般の決定論的思想から導かれているし、その制御対象は他律的にしか形成され得ない。この点が後述の、人類を含む生物社会の本質と大きく異なる。

この人間社会の他律化は、1万2千年前と言われる農耕文明の始まりと共に、社会が権力化したことによる。それは、権力ネットワークとしての社会のシステム再編化であったのであり、「自然への適応」からの乖離の開始という冒険をし始めたことになる。

その結果、人類はそれにより招いた自らの生活上のリスクと戦わねばならない状況を創りだした。それは、他の動物種に原則的に見られないところの、人類同種内での尽きない争いに拍車をかけたことに表れている。それは分明史としての歴史記述に現れている。社会的リスクの弊害はそればかりでなく、最近の DNA 解析の結果、現代人が有する病因の 86% が人類の文明化以降のものであるとの科学的推定が発表されている。(英ネイチャー電子版、朝日新聞、2012.11.26)

生物・生体を模擬したシステム系； このシステム系は、工学的制御システムとは反対に、自らのシステムを自ら変更可能とする、自己組織性を強調している点に特徴がある。

歴史的な発見順でみると、

①第1世代； 有機体システム、動的平衡システム (キャノン、ベルタランフェ)・・・部分過程が編成されてシステム固有の平衡状態に至る。全体は部分の総和以上である(ベルタランフィ「一般システム理論」1950年)

②第2世代； 散逸構造理論 (プリゴジン 1977年ノーベル賞)・・・エネルギー的ゆらぎがある閾値を超えると系が非平衡状態になり構造が変化する。本論は生物・物理現象一般に適用可能とされる。

③第3世代； オート・ポイエーシス論 (マトゥラーナとヴァレラ 1979年) 外部感覚器官に入力した刺激信号を脳で受信されるか否かは、その信号経路上の神経各細胞が自ら決定している、という神経生理学的実験結果による。

ギリシャ語のオート (自己)、ポイエーシス (産出) は、自己言及による自己回帰的な作動をする生成プロセスの連鎖システムを言う。改めてその特徴を示すなら、

a、オートポイエーシスのプロセスは無目的である。

b、システムとその構成素は、自立的かつ自律的な作動で自己産出する。

c, システムに入力も出力もない (内部情報の外部観察が不可能)

これは暗黙知的事象である。

特に本論はそれ以来、ほぼあらゆる学問体系に、影響を及ぼしている。

ルーマンのシステム理論要旨； オートポイエーシス論を人間社会に適用しようとした彼の理論をごく簡単に述べるなら、諸構成システム間に階層性がなく、多次元的で、相互補完的、相互浸透的なシステムであると言える。

その要旨は、

- ① オートポイエーシス論に大きな影響を受けている。
- ② システム対象領域を社会内部のみでなく環境も採り入れているが、その環境を無限定としている。
- ③ 社会を構成する人々のパースペクティブの差異と、その時間的差異を組み込み、それらの相関を重んじている。このように差異の再生産が、社会プロセスの一面である
- ④ 社会的機能に関わる、考えられる限りの諸要素の関係性を表現しようとしている。
- ⑤ あくまでメタシステム理論であり、価値論を排除している。これは、本稿が目指す自己組織化論の立場と異なる点です。

自己言及性； 生物モデルによるシステムの自己組織化における、最も重要な概念の一つが「自己言及性」です。

例えば、論理の世界に自己言及性が介在すると、その論理システムに、自己非決定の矛盾を生じる。これが K・ゲーデルの不完全性定理であった。その例として挙げられるのが「クレタ人の嘘つき」である。

- ① そのようにクレタ人が正直に言った場合、クレタ人は嘘つきになる。
- ② 反対に彼が嘘をついた場合、クレタ人は正直者になる。

実のところ、以上は自己言及性を正確に証言したことにならない。なぜなら、その発話者がいずれを指示していたかは、発話者以外に知ることが出来ず、外部からはいずれの真偽も決定できない外部観察不能性にあるからである。これは、あたかも後述のオートポイエーシス論における「出口も入口もない」に相当するのです。

従って、この矛盾の回避は、「自己言及 (セルフ参照)」することであるが、自己の内部においても、自己の考えに偏向があったり、曖昧である場合は、あくまでも自己決定が困難となる。このため、自己組織化のためのもう一つの重要条件として「協同行動 (シナジェテクス)」が要求されることにある。すなわち、両機能が補完し合うことで、社会の素要素となりうるのです。

反対に、自己言及しているかのようなフィードバック制御系システムは、この2点に関して人間社会モデルとして、適格でないことが明らかです。

生物システムの意味論； 前記①から③のシステム論の出現順序はその進化を示しておらず、その全体が生物事象を表現していると考えべきです。

- ① はシステムをマクロ的に、③はそのマイクロ過程を、それぞれ連結現象として表現されていると観ることが出来る。しかも、そこには偶然性と均衡・調和性が同時に作用している。
- ② は生物的に、自己産出 (オートポイエーシス) と自死 (アポトーシス) の両者による、システム状態の微分的非平衡的連鎖によって生ずると考えられる。
これは時間・空間的な意味での動的平衡論を示す。

以上の生物システム論は、生体システムの他、生物社会システムや人間システムに、アナログカルに適用可能であろう。

自己組織化社会の素過程； 上記生物的システム論から導かれる、自己組織化社会の要素としての機能を、改めて図4に示す。

同図中、自己1、2は自由かつ自律的存在であり、両者を繋ぐ \longleftrightarrow は協働行動としてのコミュニケーションを表す。 \curvearrowright はコミュニケーション時の各自のリフレクションである。この自己言及は暗黙知的なプロセスであり、そのみで自己確認・確定が不全であり、自己組織化は困難である。

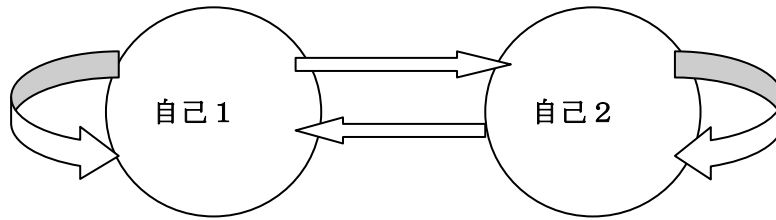


図4 公共主義社会における（自己組織化）システム素要素

したがって、この協働行為を要す。これが、自律システムの必要条件である。

この協働行動について、比較行動学において興味ある見解が示されている。

それは、人間を含む動物は共感による協働行動をとるのだが、人間以外の動物は外敵から身を守るためなどのネガティブ共感による協働行動をとるが、人間のみが、喜びを共にしたり、新たな創造に向けたポジティブ共感を採ることが出来るという。このようなポジティブ共感こそが、共通利益（善）を目指す協働行動を生起させうる要因であると考えられる。

生体の要素・システム情報交換説； 生体全体あるいは人間社会のシステムとして、上記の素過程が必要条件になるが、さらに十分条件を探索するなら、それは、各素過程が作動するにあたり、システム全体と、如何に調和を採りうるかの問題が生じる。これを以下のように考察した。

- ① オートポイエーシス理論は、生体細胞が自律的存在であり、隣接各細胞が自己言及し、絶えず情報交換をしつつ、自己産出をすと言う。
- ② しかし、個々の自己産出による産出物が自己システム全体と調和しないと、システムはガン化し不調を来す。
- ③ その回避には、ルーマンのシステム論で述べているように、社会構成員がシステム全体の情報を縮減し絶えず取り込む必要がある。生体システムでは、細胞などシステム構成素がシステム全体の情報を感受しつつ、自己の産出状態を自律的、システム最適に調和させる機能を要す。

以上の情報交換仮説が成立するための機能がない限り、生体の継続的自己組織化が不可能となるはずでず。したがって、生体内に限って、そのための特定な伝播媒体が存在するはずである、との仮説が成立することになる。その物質の特定は 今後に残された問題である。

社会のシステム条件； これまでの諸システム論から、下記の事項が導かれる。

- ① いわゆる制御理論などによる科学システムは、決定論的で、定常・平衡状態にある他律システム

である。そのみならず、科学哲学者の K・ポパー（1995 年）は、ミクロあるいはマクロのあらゆる物理事象において、決定論は成立しないと言っている。そうであるならば、デカルト以来の機械的決定論なる概念は、概念に止まるのであり、可視的現実態としてはいっさい存在しないことになる。

② 生物システムは、常に環境に対応した非平衡状態にある自己組織化システムである。ただし、以下の附則を要す。

②-a. 社会が科学システムであり、その中の個人をシステム要素と見なした場合、一個人が脱けた時点で、システム全体は機能を失わねばならない。したがって、人間社会は工学（他律）システムになりえない。

②-b. 仮に、社会を国家と個人、そしてその中間体として人々による自律組織（システム）とに分類するなら、

A, 国家（社会の中核機能集団）は、時として民意に沿わなかったり、反逆しうる、そして、（孤立した）個人は基本的に自由である限り、共に自律的社会システムの要素とはなり得ない。

B, 図 3 で示したように、人々のコミュニケーションを通じて、絶えず自己へのリフレクション作用を続けるような相互作用を継続することは、他者との差異を再生産することによる、非平衡状態にある自己組織化システムであると認められる。この場合システムの規模は問わない。そのような要素の連鎖が、自律システムとしての社会を形成可能とする。

以上の場合、B の社会システムに対し、A は外部環境と見なすことができ、現代文明は A が B を衰退させている。

例えば、現 MIT 教授で心理学者のシェリー・タークル氏の研究では、文明の進歩がテクノロジーの進歩を促したが、特に情報技術の進歩は、情報交換の簡便さと共に、飛躍的に SNS の拡大を生じた。しかし、そうである程、人々が直接対面して会話することによる人間関係の構築を怠り、それによる孤独感に苛まれていると言う。（「つながっていても孤独？」NHK スーパー・プレゼンテーション、2012、11.26）

これは、社会システム内の他律的要因としての情報テクノロジーに翻弄され、自律的であるべき文化が衰退する矛盾を証している。

公共主義社会の自己組織化；これに関しては、以下の考察が可能である。

① 人間社会が決定論的科学システムと同一でないのは自明である。

② 従って、それは生物システムがアナログ的な事象であると考えざるを得ない。

③ それは、人間（人一人）における素過程からなり、それら複数のクラスター相互作用で社会が成立する。その根底にシェアリング機能があるが、そのような自己組織化プロセスこそ筆者が提唱する「公共主義社会」である。

④ しかし、現実社会は、自律非平衡的であり、かつ、他律的な非平衡性をも含有している。従って、公共的利益（善）を追求する公共主義社会としては、前者の社会性を拡大する必要があり、それが社会の民主主義性を強化する。

日本史における公共自律社会として、前稿でそれを江戸庶民社会にみた。しかし、それ以前中世以来、他者の問題を自分のものとして、親身にその解決に協力する精神としての「一揆」があったと言われる（呉座「一揆の精神」洋泉社、2012）。

これは西洋的契約概念とは文化的に異なり、プリミティブであり、自律的社会の可能性を我々の文化の中に観ることが出来る証となる。

システム論と価値論との関係； 従来、科学一般の論理システムと哲学の価値体系は、相容れないかの認識がなされてきた。しかし、現実社会ではいかなる場面でも、以下のように両思考が乖離している訳ではない。すなわち、システム全体はシステム要素の有機的結合からなる。そして、それに包含される人々がコミュニケーションにより、共通の文化価値を共有することになる。これを価値システムと捉えることができる。

反対に、ある文化的価値を共有している社会は、それを維持するための構造を保持していなければならず、それは、その構成員にとり（潜在意識上であつたにしても）共通に認められた社会的機能システムとなる。

このように、認識のうえで社会の機能的システムと文化的価値観は、既存の概念分断化に拘泥されることなく相互越境するのは無論、相互補完的で切り離せない関係にあるのであり、そのいずれかのみでは、社会論として不全性を露呈することになる。他方、現代文明のように客観的な科学的認識が重視される程、システムは他律化の傾向を有する程、必然的に不完全性（前稿k・ゲーデル参照）を内包し、拡大することになります。

また価値論は従来の哲学の領域で論じられてきたもののそこに観念的恣意性の介入を払拭することは出来ず、科学思想全盛の現代文明にあって、疎んじられている傾向があり、両者は相容れないかの主張を繰り返している面がある。

しかし、哲学者 W.O クワインが 1951 年発表の「経験主義の二つのドグマ」による、科学的真理と哲学的真理は根源的に相違がないとする言明は、元来、両思想が概念的に融合しうることが論理的にすでに証明されていることになる。

ただし、他律的科学概念が強調される社会は個々人の自己言及作用を希薄化させる傾向にある。

これによる社会リスクの増加に対し、コミュニティーにおける、コミュニケーションが有する価値を再認識する必要があります。

反対に、そのような素過程から出発するところの、社会の自己組織化による再生を目指すことが、社会リスクの低減に対する堅実で現実的な手法であろう。

それは、生物生体あるいは、自然生物システムが示す自己再生産性（偶然性）とシステム調和性（必然性）が自己調整されている状態と比較し、他律性を深めて混乱する人類社会が、その点で劣っているとの認識が可能です。

5 まとめ

本稿で得られた主な知見を以下に記します。

- ① 公共哲学と共同体主義の各思想は共に、アリストテレスの公共善を背景にしているゆえに、公共主義社会の枠組みに融合可能である。
- ② その結果、公共主義社会のシステム概念を提示し、その統治デザインを示した。現在のところ、これらは、いずれもプロトデザインの域を出ていない。
- ③ フィードバック制御システム的な文明観は、工学的で他律的であり、それを起因とする社会リスクを生じてきた。
- ④ 人間社会は他律・自律の両システムを混在させているのが特徴であり、他律的であろうとする国や各種自治体、あるいは、孤立した個々人は自律的社会のシステム要素となり得ない。
- ⑤ 生物モデルの自己組織化プロセスから、公共主義社会の成立条件としてのシステム要素は、図3に示した両者の対話と自己言及のレフレクションからなるユニットであり、かつ、その本質はシェアリング機能にある。そして、これが社会が自律し、自己組織化するための要素ユニットでもある。
- ⑥ 社会事象の全体に言及するためには、システム論と価値論を並列させたソーシャル・デザインを必要とする。
- ⑦ そして、自己組織化システムは絶えず、環境との差異を感得しつつ自己変革を繰り返すシステムでもある。

次稿では、上記の各論を示す予定です。

<参考文献>

- (1) 上草「総合知基礎論 No2ー他律システムー」総合知学会資料 2012、3
- (2) 上草「総合知基礎論 No3ー自律システムー」総合知学会資料 2012、4
- (3) 高原「システム論の基礎」日刊工業、1991
- (4) 公文「一般システムの諸類型」学研、1973
- (5) 藤沢「複合システム・ネットワーク論」北大路書房、1997
- (6) 藤沢監修「ソシオン理論入門」北大路書店、2006
- (7) A. ラズロー「システム哲学入門」紀伊国屋書店、1980
- (8) 坂本編「システムーその科学と哲学ー」ダイヤモンド社、S49
- (9) 鈴木「文明と文化の諸相」南総社、1997
- (10) 中田「文化・文明ー意味と構造」創文社、1990
- (11) B・リベット「マインド・タイムー脳と意識の時間ー」岩波書店、2005
- (12) R・.S. ワイス「孤独研究の現状と反射」SAGA 出版、1999)
- (13) B.E. フロスト・ジュニア「哲学の森」玉川大学出版部、1992
- (14) L.D. プレヒト「哲学オデッセー」悠書館、2011
- (15) 舟木「現代哲学への挑戦」放送大学教育振興会、2011
- (16) I・Budge「直接民主制の挑戦」新曜社、2000

- (17) 仲正編「共同体と正義」御茶の水書房、2004
- (18) A・レイプハルト「多元社会のデモクラシー」三一書房、1979
- (19) 小川編「ポスト代表制の比較政治」早稲田大学出版、2007
- (20) 重富「アジアの国家とNGO」明石書店、2001
- (21) コメニウス「大学教授」入門、教育古典解説双書5,6、明治図書出版、2010
- (22) 尾木、土肥「学校を死なせないために」世界5月号、岩波書店、2012
- (23) 上草「理性の反乱」技術環境研究所、2009
- (24) 上草「消えた日常」技術環境研究所、2011
- (25) 上草「総合知基礎論(Ⅰ)」総合知学会誌、2012
- (26) D・L・エヴェレット「ピダハン」みすず書房、2012
- (27) 川勝「日本文明と近代西洋」NHKブックス、1991
- (28) R. コスタ「文明はなぜ崩壊するのか」原書房、2012
- (29) 水野「世界経済の大潮流」大田出版、2012
- (31) 三浦「第四の消費」朝日新聞出版、2012
- (32) 荻林「エージェントベース・シミュレーション」総合治学会定例会、2012, 12
- (33) 池原止戈夫, 彌永昌吉, 室賀三郎訳「サイバネティックス: 動物と機械における制御と通信」岩波書店(1957)
- (34) A・エチオーニ「新しい黄金律」麗澤大学出版会、2001
- (35) L. Bertalanffy *General System Theory: Foundations, Development, Applications* New York: George Braziller 1968
- (36) I・プリゴジン「散逸構造: 自己秩序形成の物理学的基礎」岩波書店、1980
- (37) H.R マトゥラーナ、F.J ヴァレラ「オートポエシス」国文社、1991
- (38) 林、八杉「ゲーデル 不完全性定理」岩波文庫、2006
- (39) K・ポパー「確定性の世界」信山文庫、1998

その他、哲学事典、社会学事典など

